

「輸出管理内部規程の届出等について」改正に伴うお知らせ（改定）

令和3年11月18日
令和3年12月3日改定
安全保障貿易検査官室

二重下線は令和3年12月3日改定箇所

1. 輸出管理内部規程の内容変更について

(1) 輸出者等遵守基準の改正に伴う届出

令和3年11月18日に「輸出者等遵守基準を定める省令」（平成21年経済産業省令第60号）等が改正（注）されたことに伴い、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号）を同日付けで改正（以下「改正CP通達」という。）（注）し、令和4年5月1日に施行されます。

当該改正に伴い、改正CP通達の施行前の通達（旧CP通達）により発行された「輸出管理内部規程受理票（以下「CP受理票」という。）」は、令和4年12月21日以降は効力を失います。

このため、改正前のCP受理票（旧CP受理票）を持っている方は、令和4年10月31日までに、改正CP通達の2の規定に基づき輸出管理内部規程の内容変更の届出を行い、新たにCP受理票の発行を受けてください。

なお、今回の改正CP通達においては、輸出管理内部規程以外の細則（下位規程）等の改正等により、改正後の遵守事項の内容を満たす対応をする方についても、令和4年10月31日までに、改正CP通達の2の規定に基づく輸出管理内部規程の内容変更の届出を必要としますので、ご注意ください。

※なお、当該期限までに届出がなされない場合は、令和4年12月21日以降、旧CP通達により発行されたCP受理票は「失効」しますのでご注意ください。また、令和4年10月31日までに改正CP通達の2の規定に基づき輸出管理内部規程の内容変更の届出がされない場合、包括許可取扱要領に規定する申請要件を満たさなくなるため、令和4年12月21日付けにて包括許可証は取消しとなりますのでご注意ください。

(注)・「輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和3年11月18日付け経済産業省令第79号）

・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について等の一部改正について」（令和3年11月18日付け輸出注意事項2021第30号）の（別紙4）参照

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html>

(2) 内容変更の届出期間

令和4年7月1日から9月上旬までは、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の受付・審査が集中し事務処理に時間を要することから、可能な限り5月1日～6月30日、9月10日～10月31日の期間に届け出ていただくようお願いします。

(3) 内容変更届出に係る相談

令和4年3月上旬以降、安全保障貿易検査官室に相談いただければ、輸出管理内部規程の内容変更の届出に関して助言します。

上述と同様に、可能な限り5月1日～6月30日、9月10日～10月31日の期間に相談していただくようお願いします。

なお、相談に当たっては、今後、経済産業省の安全保障貿易管理のHPに掲載を予定しているQ & Aや改正CP通達に関連するガイドライン等を確認の上、相談をお願いします。

2. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）の提出について

令和4年7月1日から同年7月31日までの間に提出すべき「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」については、改正CP通達の新様式（様式3）により、直近事業年度内に実施した内容を記載して提出してください。

※「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の評価項目2-4（1）、2-4（2）、7-2（1）、7-2（2）及び9-1の取組内容については、令和4年4月30日までに於いて未実施の場合には、A欄及びB欄を空欄にして提出してください。ただし、対象事業年度以降、自己管理チェックリストの提出までの間に取組の改善・変更等、特記すべき事項があれば備考欄にその内容等を記載して提出してください。

※「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）の条件適用に係る規定（「初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。」）にかかわらず、これに該当する方も、令和4年7月1日から7月31日までの間に、「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の届出が必要となります。

(本件についての問合せ先)

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室

メールアドレス：qqfcbh@meti.go.jp

(包括許可に関する問合せ先)

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課

メールアドレス：qqfcbf@meti.go.jp